

平成 30 年 10 月 5 日
北海道管区行政評価局

「道の駅」の運営・管理等に関する調査」の実施

総務省北海道管区行政評価局では、地域住民の生活に密着した行政上の問題について、行政運営の改善を図るための調査（地域計画調査）を自ら企画、実施しています。

今回、「道の駅」に求められている各種機能の効果的な発揮を推進する観点から、「道の駅」の運営・管理の実態等を調査し、関係行政の改善に資するため、別紙のとおり調査を実施することになりましたので、お知らせします。

【本件に関する照会先】

総務省北海道管区行政評価局

評価監視部第一評価監視官 角（すみ）

電 話：011-709-2311（内線 3142）

F A X：011-709-1843

メー ル：hkd11@soumu. go. jp

※ 本資料は、総務省北海道管区行政評価局ホームページに掲載しています。
http://www.soumu.go.jp/kanku/hokkaido/setumei_a.html

「道の駅」の運営・管理等に関する調査

調査の背景

- 「道の駅」は、道路利用者に快適な休憩と多様で質の高いサービスを提供する施設で、国土交通省による登録が必要。
- 「道の駅」は、休憩機能、情報発信機能、活力ある地域づくりを行うための地域連携機能を併せ持ち、地域におけるにぎわいの場として注目されているほか、災害時には、防災機能も発現。

- 道内の「道の駅」登録数は、平成30年4月現在122駅と平成5年の登録制度創設時の14駅から大幅に増加し、平成29年の利用者数は3,645万人※。
- 北海道では車が身近な交通手段。訪日外国人によるレンタカーの利用も増加。
- 多様な機能を有する「道の駅」の重要性は高まっているが、利用者数の減少や施設・設備の老朽化等が課題となっている「道の駅」もみられる。

※ 北海道地区「道の駅」連絡会の資料による。

- 「道の駅」に求められている各種機能の効果的な発揮を推進する観点から、「道の駅」の運営・管理の実態等を調査し、関係行政の改善に資するために実施。

調査項目

- 1 「道の駅」の設置及び運営・管理の実施状況
- 2 「道の駅」利用者の利便性向上及び安全確保に資する取組の実施状況

調査対象機関等

北海道開発局、北海道、市町村、「道の駅」の管理者等、関係団体 等

調査実施期間

平成30年10月～31年1月(予定)

(参考)

1 「道の駅」の目的と機能

- 目的
 - ・ 道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供
 - ・ 地域の振興に寄与

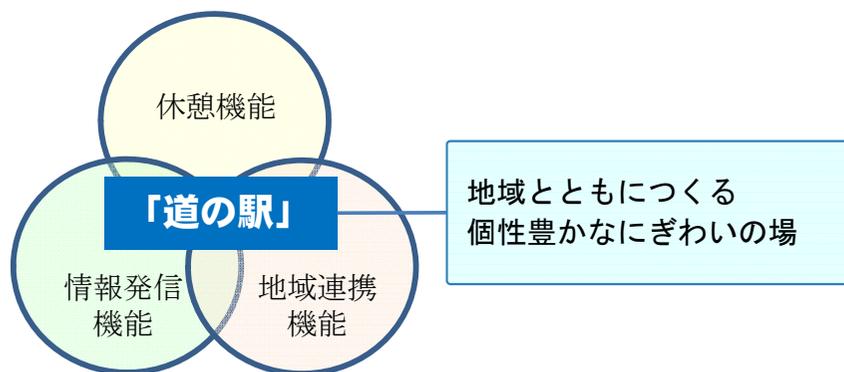
○ 基本コンセプト

休憩機能 ・ 24時間、無料で利用できる駐車場・トイレ

情報発信機能 ・ 道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報などを提供

地域連携機能 ・ 文化教養施設、観光レクリエーション施設などの地域振興施設

※災害時は、防災機能を発現



(注) 「1 「道の駅」の目的と機能」及び「2 「道の駅」の設置者、登録方法」は、国土交通省のホームページ、「3 北海道の「道の駅」の登録・利用者数」は、北海道開発局のホームページ（データは北海道地区「道の駅」連絡会の資料）を基に当局が作成。

2 「道の駅」の設置者、登録方法

- 「道の駅」は、市町村又はそれに代わり得る公的な団体が設置。登録は、市町村長からの登録申請により、国土交通省で登録
- 整備の方法は、道路管理者と市町村長等で整備する「一体型」と、市町村で全て整備を行う「単独型」の2種類

3 北海道の「道の駅」の登録・利用者数

